

自社株以外に財産がない場合

～事業承継しない相続人への遺産分与～

(ポイント)

1. 後継者に自社株を承継させる方法は生前贈与と譲渡が基本である。
2. 生前贈与では暦年贈与課税制度か相続時精算課税制度の選択が税務上で重要である。
3. 遺言や生前贈与は遺留分の放棄との抱き合わせが有効である。
4. 遺言を作成する際は相続税の負担を考慮する必要がある。
5. 会社分割、金庫株、種類株の発行、ストックオプションも事業承継に有効な場合がある。

<はじめに>

事業承継において問題となるケースは、主な財産が自社株である場合、事業を承継しない相続人も自社株を相続する権利があるため、他に相続させる財産がないときは、自社株が分散してしまうことである。

このような場合、後継者が会社の支配権を確保できるよう、トラブルなく遺産相続を行うことが重要となる。

そこで、主たるオーナー経営者が保有する自社株を、スムーズに後継者へ移転するプランを検討する。

1. 生前に自社株を承継させる手段

生前の資産の移転は、譲渡又は贈与のいずれかであり、譲渡については譲渡者に所得税が発生し、贈与については受贈者に贈与税が発生する。

更に贈与については、暦年贈与課税か又は相続時精算課税かのいずれかを選択できる。

(1) 生前贈与

ア、暦年贈与課税を選択する場合

暦年贈与課税は、贈与する財産の評価額から110万円の基礎控除を控除し、その残額に累進税率で贈与税を計算する。

暦年贈与課税はこの基礎控除を活用し、相続税の実効税率より低い税率で財産を移転する方法である。

なお、対象者は相続人だけでなく、孫、相続人の配偶者など広範囲に被相続人の財産を贈与することが可能となる。

イ、相続時精算課税を選択する場合

相続時精算課税は、贈与者、受贈者ともに一定の要件があるが、生涯を通じて2500万円の基礎控除があり、これを超える場合に20%の税率で贈与税を計算することになる。

この制度では、贈与税と相続税が一体化されているため、贈与時に受贈者が贈与税を支払い、相続時にはその贈与財産(贈与時の評価額)と相続財産を合算して相続税を計算し、贈与税の精算が行われる。

ウ、両制度の選択のポイント

暦年贈与課税と相続時精算課税の選択は、相続税が発生するか否かがポイントになる。

a) 相続税の基礎控除以下の場合

贈与時の贈与者の財産の合計が相続税の基礎控除以下の場合は、相続時精算課税を適用した贈与財産を相続財産に取り込んでも、結果として相続税が発生しない。

このため、仮に全ての財産を相続時精算課税を適用して贈与した場合、『生前の遺産分割』が可能となる。

b) 小規模宅地等の特例を適用して相続税の基礎控除以下となる場合

相続時精算課税を適用した贈与財産は、相続税の計算上、小規模宅地等の特例を適用することはできない。

したがって、相続税を発生させないようにするためには、小規模宅地等の特例を受ける財産以外について相続時精算課税を適用し、小規模宅地等については相続財産とした方が特例のメリットを受けられる。

c) 相続税が発生する場合

相続時精算課税を適用すると、相続税の計算上、相続財産に加算される贈与財産の価額は、贈与時の価額で固定される。

したがって、将来評価額の上昇が見込まれる財産については、2500万円の基礎控除を利用した大型贈与が可能となる。

自社株を後継者に贈与するケースでは、支配権を後継者に移転するのに有効と考えられるが、債務超過などの理由により、相続時の自社株の評価額が0になったとしても、相続財産に加算される贈与財産は、贈与時の評価額であるため注意を必要とする。

(2) 譲渡

ア、単純譲渡する場合

a) 適正価額で譲渡

適正価額で譲渡する場合、売主は含み益の実現による譲渡税を負担し、買主である後継者は買取資金の負担が発生する。

b) 低額で譲渡

オーナー経営者が自社株を後継者に譲渡する場合、後継者が買取資金を負担できないケースもある。

このような場合、相続税評価額より低額で

譲渡すれば、相続税評価額と譲渡価額との差額について贈与税は発生するが、後継者の資金負担を減少させることができる。

(3) 税負担からみた各手法の使い分け

適正価額で後継者へ譲渡する場合は、自社株の売却代金が相続財産になるため、所得税の負担と合わせると税負担が増加するが、他の相続人から遺留分の減殺請求を受けることはない。

低額で譲渡する場合は、譲渡者及び譲受者の譲渡税、贈与税、相続税のバランスを考慮する必要がある。

暦年贈与課税制度による贈与は、長期間、又は複数の人へ相続税より低い税率の範囲で贈与する場合は税負担が少ない。

相続時精算課税制度による贈与は、相続税、贈与税を合わせた税負担は、贈与時と相続時の評価額の増減に多大の影響を受けるため不確定であるが、一時に大きな金額の贈与には最適である。

以上のような税負担を考えると、後継者に、長期的に移転していく場合は暦年贈与課税による贈与、中期的に移転していく場合は、税負担を考慮しながら低額譲渡を検討する、早急に移転する場合は相続時精算課税制度による贈与、と状況に応じて使い分ける必要がある。

2. スムーズに自社株を承継させる手続

相続人である配偶者、子(代襲相続人を含む)親など直系尊属は、被相続人の遺産について法定相続分の一定割合(直系尊属は3分の1、その他は2分の1)の権利が保証されており、これを遺留分という。

遺留分の対象は、相続開始時の財産に、生前に贈与した財産を加え、そこから債務を控除するが、これらの評価額は相続開始時の価額となる。

ここでいう生前贈与の範囲は、相続開始前1年間にした贈与と当事者双方が遺留分を侵害することを知っていた贈与(期間は無制限)が該当する。

相続人の遺留分が侵害された場合、遺留分を侵害する遺贈を受けた人、生前贈与を受けた人に対し遺留分に達するまでの財産を取り戻すことができ、これを遺留分の減殺請求という。

この遺留分の減殺請求は、減殺の対象となる遺贈又は贈与があったことを知ったときから1年間、又は相続の開始した時から10年間経過した後はできない。

なお、相続時精算課税制度を適用した贈与は、当事者双方が遺留分を侵害することを知っていた贈与に該当すると考えられている。

スムーズな自社株の承継には、他の相続人の遺留分を侵害しない対策が必要になる。

(1) 生前に遺留分相当の財産を分与できる場合

事業を承継しない相続人に対し、生前に遺留分相当の財産を分与できる場合は、次のような手続きが可能である。

ア、事業を承継する相続人

事業を承継する相続人に対し、自社株を生前贈与又は遺言で引継がせる。

イ、事業を承継しない相続人

事前に遺留分相当の財産を贈与するとともに、遺留分の放棄の手続きをする。

遺留分の放棄は、財産の贈与を受けた相続

人が家庭裁判所に申し出、その許可を受けた場合に限り効力が発生する。

生前に遺留分を放棄すると、その後被相続人が遺留分を侵害する遺贈や贈与が行われたとしても遺留分を請求できないが、相続権を失うものではないため、仮に遺贈も贈与もされない財産は、遺産分割協議の対象になり遺留分を放棄した人も相続が可能となる。

よって、遺言の作成又は生前の贈与は遺留分の放棄とセットにして初めてスムーズな事業承継が可能となる。

(2) 生前に遺留分相当の財産を分与できない場合

事業を承継しない相続人に対し、生前に遺留分相当の財産を分与できない場合は、生前に遺言の作成や生前贈与の実行をするとともに、遺留分の減殺請求に備えて支払原資の準備が必要になる。

また、遺言書の作成上は、事業を承継する相続人、承継しない相続人を問わず、納税資金の調達方法の考慮は必要である。

相続税の納付は、各相続人間で相続した利益の価額を限度として連帯納付義務がある。

したがって、たとえば、事業を承継した相続人は、他の事業を承継しない相続人の相続税について滞納になった場合は、連帯納付義務により、督促処分を受けることもあり得る(大阪高裁 H4.4.23)。

ア、生命保険の活用

被保険者が父、契約者が父、後継者である子が受取人と指定されている生命保険に加入している場合、父に相続が発生すると、子が死亡保険金を受け取ることになる。

この死亡保険金は、保険事故の発生と同時

に受取人である後継者の固有財産となり、被保険者兼契約者である父（被相続人）の遺産から逸脱することになる（最高裁 S40.2.2）。

なお、遺留分の減殺請求に備えることが生命保険の加入目的であるため、保険の種類は終身保険が一般的と考えられるが、変額年金保険（生命保険に加入しにくい高齢者でも健康診断なしで加入できる特長がある。ただし、デメリットもあるので、保険内容を確認する必要がある）も場合によっては選択肢にいれてもよいと思う。

イ、死亡退職金

死亡退職金は死亡に際して勤務先より支払われる退職金であり、その性格は賃金の後払いと遺族の生活補償にあるといわれ、生命保険金と同様に受取人の固有財産とされる（最高裁三小 S62/3/3）。

a) 生命保険を原資にする場合

将来の役員退職金の支払いに備えるため、損金性のある定期保険契約に加入し、被保険者が被相続人の場合は死亡保険金を、被保険者が被相続人以外の場合は解約返戻金を原資にして死亡退職金を支払う。

なお、解約返戻金を死亡退職金の原資にする場合、解約による利益及び損失を考慮する必要がある。

b) 現物支給をする場合

会社が死亡退職金の原資を有しない場合、会社の所有資産を現物で支給する、又は会社が所有資産を売却して原資を捻出する方法が考えられる。

3. スムーズな事業承継のための対策

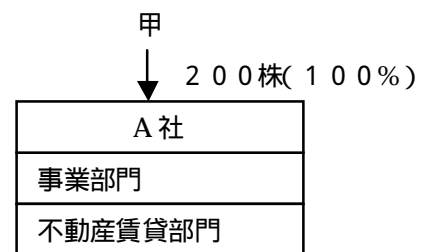
主たる財産が自社株であり、事業を承継しない相続人に対し分与する財産が法定相続分

（又は遺留分）に満たない場合、又は準備できないような場合は、自社株を活用した次のような対策を利用することも一法である。

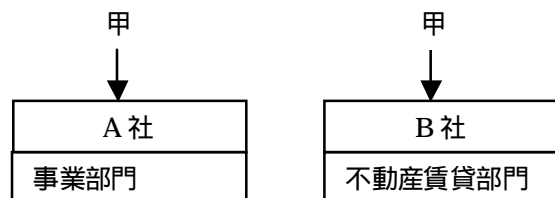
以下の例では相続人は乙と丙で相続分は各2分の1とする。

(1) 生前に会社を分割する

会社で主要な事業のほか、不動産賃貸業を兼営しているような場合、不動産賃貸部門を別の会社にして、各々の株式を分与する方法がある。

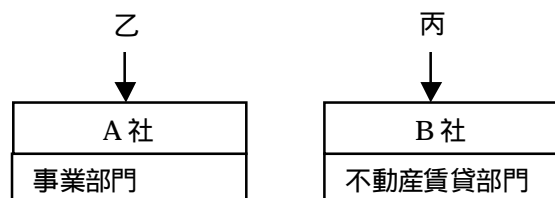


ア、A社を事業部門（A社）と不動産賃貸部門（B社）に分割する。



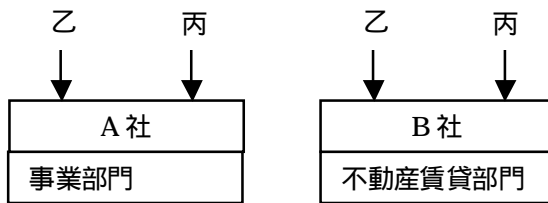
イ、相続が開始した際、A社の株式は後継者である乙が承継し、B社は事業を承継しない丙が相続する。

（丙はB社の役員に就任する）

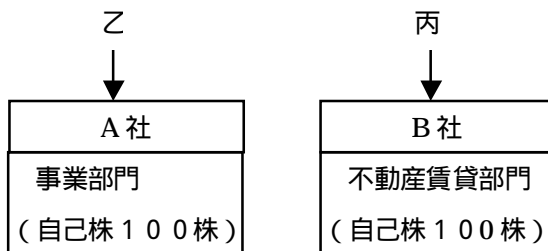


ウ、A社の株式とB社の株式を各相続人が法定相続分で相続した場合は、金庫株制度の利

用も考えられる。



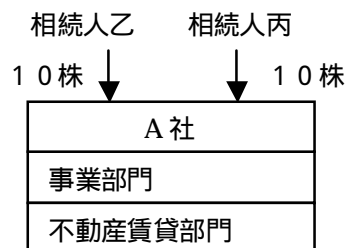
↓
A社が丙よりA社株を買取り、B社は乙よりB社株を買取る。



(2) 会社分割と種類株の発行

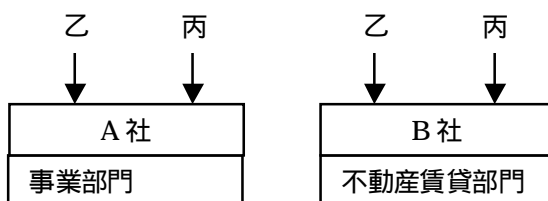
配当可能利益がないなどの理由により自己株式の買取りができない場合は、議決権に制限のある種類株を発行することによりA社、B社を、各々乙、丙が単独で支配することができる。

ア、A社の株式を相続人乙、丙が50%ずつ相続する。



イ、A社を事業部門(A社)と不動産部門(B社)に分割する。

ロ、



ウ、種類株を発行する

平成15年4月の商法改正により、普通株とは権利の異なる議決権に制限のある株式を発行することができるようになった。

たとえば、まったく議決権のない完全無議決権株式、利益処分案の承認についてのみ議決権を有する一部無議決権株式などを発行することができる。ただし、議決権に制限のある株式は発行済株式総数の2分の1を超えて発行することはできない。

また、既に普通株式を発行している場合、一部の株式を無議決権株式に切り換えることは、一部の株主に有利になるため、特別決議が必要となる。

エ、普通株から無議決権株式に変更した場合の税務上の取扱い

株式の評価上、財産評価基本通達では種類株も普通株も、権利が異なるにもかかわらず、取扱いは同じである。

したがって、普通株式を無議決権株式に変更した場合であっても、双方の株主に贈与税の課税関係が発生することはないと考えられる。

(3) ストックオプションの活用

ア、ストックオプションの概要

ストックオプションとは、将来の一定期日に特定の株式を特定の価格で買うことができる権利を意味する。

平成13年11月の商法改正(平成14年4月施行)により、新株予約権制度が創設され、改正前の新株引受権付社債(ワラント債)における新株引受権とストックオプションが該当することとなり、新株引受権(新株の発行

に際し、株主がその持株数に応じて新株の割り当てを受ける権利)と区別されることとなった。この改正により、取締役、従業員のほか、子会社・関係会社の役員、顧問弁護士等、誰に対してもストックオプションを付与できることになり、付与対象者の制限が撤廃され、発行株式総数に占める付与株式数の上限(改正前は10分の1)もなくなった。

イ、財産評価基本通達でのストックオプションの評価

財産評価基本通達 193 - 2 において、上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるストックオプションの価額は、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額とされている。

ストックオプションの価額
= 株式の価額 権利行使価額

(注)ストックオプション1個の行使で1株取得の場合

また、非上場会社が発行するストックオプションの価額については、その発行内容等(権利行使価額の決定方法や権利行使により取得する株式の譲渡方法等を含む)を勘案し個別に評価するとされてる(財産評価基本通達逐条解説)が、基本的には、上場株式の場合と同様に考えられると思う。

よって、株式の価額が権利行使価額以下の場合、ストックオプションについての相続税課税は基本的に行われないと考えられる。

ウ、事業承継の中でのストックオプション

事業承継を考える上で、次のような場合、ストックオプションは有効性を発揮する。

a) 会社のオーナーが保有する株式を、配当還元方式で贈与できる親族に贈与したり、従業員(従業員持株会)に譲渡し、後継者は会社からストックオプションの付与を受ける。そのことによって、後継者は相続する(相続税の対象となる)株数が減少し、相続税の負担が減少できる。同時に、後継者はストックオプションを必要に応じ行使することで、経営権の保持を図ることができる。

b) 次のように株価の上昇度合いが高い場合も有効と考えられる。

【例】

ストックオプション権利付与時時価 500円

ストックオプション権利行使価格 500円

ストックオプション権利行使時時価

1,500円

ストックオプション権利行使により取得する

株数 24,000株(1回目)

上記のような状態で、他の要件もあるが、ストックオプションの権利行使額が年間1200万円まで(500円×24,000株)であれば、権利行使時価と権利行使価額との差額((1,500 - 500) × 24,000株 = 24,000千円)は、課税されない(措法29の2)(注)。

権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までに行わなければならない。別な見方をすれば、その期間は、年間1200万円までの権利行使ができるわけであるから、後継者は時価よりも低額で(その分、必要資金は少なくなる)相当数の株数を取得することができる。

なお、権利行使して取得した株式を譲渡し

た場合は、権利行使価額と譲渡価額との差額は譲渡所得の対象となる。

(注)大口株主(50%超)に該当する場合は除かれる。

<まとめ>

遺贈や相続時精算課税制度による贈与は、本人の意思能力(法律要件を満たすこと)があれば短期でも可能であるが、暦年課税制度による贈与、会社分割、ストックオプションは、長期的な対策となる。

スムーズな事業承継には、対策期間、民法、商法の接点と移転のための各税法を考慮する必要がある。

また、非上場会社のストックオプションや種類株の評価や課税関係については、税法上未整備な部分があるため、取扱いが明確になると活用の幅が広がると思われる。